

上関原発に係る公有水面埋立免許の延長許可について

1 申請者

中国電力株式会社

2 許可権者

山口県知事（所管部課 山口県土木建築部港湾課）

3 申請日

令和元年6月10日(月)

4 申請内容

竣功期間：工事着手の日から9年9月以内 → 13年3月以内

〔延長期間：3年6月
竣功期限：令和元年7月6日 → 令和5年1月6日〕

5 根拠法令

公有水面埋立法(大正10年4月9日法律第57号)第13条の2第1項

6 許可日

令和元年7月26日(金)

7 処分理由

- 県としては、埋立免許権者として、公有水面埋立法に基づき、どこまでも法令に従って、厳正に審査したところ、期間延長に正当な事由が認められたことから、許可したものである。
- 公有水面埋立法上、期間延長に正当な事由が認められることが許可の要件であり、期間延長に正当な事由が認められる場合とは、①指定期間内に工事を竣功できなかったことについて合理的な理由があること、②今後埋立を続行するのに十分な理由があること（土地需要があること）、の2つの要件をいずれも満たす場合である。
- 指定期間内に工事を竣功できなかった理由については、海上ボーリング調査の位置が埋立工事に伴う地盤改良範囲と重なっており、地盤改良により地層が乱される可能性があることから、地質データの確実な取得のためには、埋立工事に先立って海上ボーリング調査を実施しなければならないことが主張されており、合理的な理由があると認められる。

- 次に、今後埋立を続行するのに十分な理由があること、すなわち、土地需要があることについては、「上関原発に係る重要電源開発地点指定は引き続き有効であり、事情の変化がない限り、解除することは考えていない」との国の見解を得たことが示されている。

重要電源開発地点の指定は、当初免許においても、埋立の必要性を判断する上で主要な根拠としており、この国の見解は、上関原発の国のエネルギー政策上の位置付けが当初免許時と変わることなく存続し、今後も存続する見通しであることを示す具体的な根拠となるものである。

- このように、指定期間内に工事を竣功できなかったことについて合理的な理由があることに加え、当初免許時と変わらず土地需要があり、今後埋立を続行するのに十分な理由があることから、期間延長に正当な事由があると認められる。
- 国の見解では、期間延長に正当な事由があると認められるときは、許可しなければならないとされていることから、県としては、許可することとしたものである。
- なお、延長期間については、海上ボーリング調査の所要期間(6)月、埋立工事の所要期間3年の計3年6月の延長を妥当と判断した。
- 以上の処分の考え方については、3人の顧問弁護士に確認し、全員が許可すべきものとの見解である。

8 中国電力への要請について

- 当該許可処分とは別に、県は中国電力に対し、発電所本体の着工時期の見通しがつくまで埋立工事を施行しないことを本日付けで文書により要請した。(別添要請書のとおり。所管部課 山口県商工労働部商政課)
- なお、許可の条件として処分の中でこのような条件を付すことは公有水面埋立法上できないことから、許可処分とは切り離し、埋立免許権者とは別の立場で要請したものである。

工事^{しゅん}竣功期間伸長許可申請書

上 総 第 1 号
令和元年 6月10日

山口県知事

村岡 嗣政 様

申請者 所在地 広島県広島市中区小町4番33号
名称 中国電力株式会社
代表者 氏名 代表取締役社長執行役員
清水 希 茂

公有水階埋立法第13条ノ2第1項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

記

1. 工事竣功期間伸長の内容

「着手した日から起算して9年9月以内」を「着手した日から起算して13年3月以内」とする。

2. 工事竣功期間伸長の理由

(1) 指定期間内に工事を竣功できなかった理由

当社は、国が定めた実用発電用原子炉に係る新規制基準（以下「新規制基準」という。）への適合に向けた対応について、新規制基準および関連する内規等の制定および改正の状況、原子力規制委員会による既設原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査の状況を注視し、新たな知見を適切に反映するよう検討を続けている。

平成28年8月3日付けで工事竣功期間伸長の許可を得たが、その後、上記の検討を行う中で、追加地質調査として敷地内ボーリング調査（以下「陸上ボーリング調査」という。）を実施する必要が生じ、同月下旬に実施を決定した後、準備が調った平成29年6月から6本の掘削および分析を行い、さらに平成30年12月から2本の掘削を行っており、現在分析中である。また、海域でのボーリング調査（以下「海上ボーリング調査」という。）についても検討していたが、上記の陸上ボーリング調査の結果も踏まえて海上ボーリング調査の実施を検討する必要があったため、上記の陸上ボーリング調査を先行して実施した後、本年5月に海上ボーリング調査の具体的な実施計画を決定し、今後実施する予定である。なお、陸上ボーリング調査の実施を決定した時点で、海上ボーリング調査については、仮に実施することが必要となった場合、その調査位置が埋立工事に伴う地盤改良範囲に含まれる可能性があり、先に地盤改良工事を実施すれば地層に影響する可能性があるため、埋立工事に先立って実施しなければならないものと認識していた。このため、埋立工事を

行うことができなかった。(このことについて補足資料1に詳述する。)

このようなことから、指定期間内に工事を竣功することができなかった。

(2) 指定期間内竣功を阻害した要因の解消の度合

今後、上記(1)で述べた海上ボーリング調査を実施することで解消できるものとする。

(3) 埋立てを継続して行う必要性

電力の安定供給確保、価格の安定性、地球温暖化防止の観点から、バランスのとれた電源構成を実現するため、上関原子力発電所は重要な電源であり、また、国による重要電源開発地点指定に変わりがないことから(補足資料2)、引き続き埋立てを継続して行う必要性がある。

(4) 伸長期間の設定理由

本件埋立工事に先立って実施する海上ボーリング調査にかかる所要期間6月(補足資料3)および工事期間3年の期間伸長が必要であるため、着手の日から起算して13年3月を竣功期限とした(補足資料4)。

3. 埋立ての免許の年月日及び番号

平成20年10月22日 指令平20港湾第442号

(平成28年8月3日 指令平28港湾第197号で変更許可)

4. 添付図書の目録

①実測平面図(内容不変につき添付省略)

②資金計画書

③処分計画書(自社発電所用地として使用するため該当なし)

④直前3月以内に撮影した埋立区域等の写真

⑤埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類

以上

(補足資料)

1. 指定期間内に工事を竣功できなかった理由に関する補足資料
2. 上関原子力発電所について(回答)
3. 海上ボーリング調査工程表
4. 埋立工事工程表